

振動規制法等施行状況調査の詳細

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和6年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は4,508件であった。これは、前年度(4,267件)と比べて241件(前年度比5.6%)の増加となっていた(図1)。

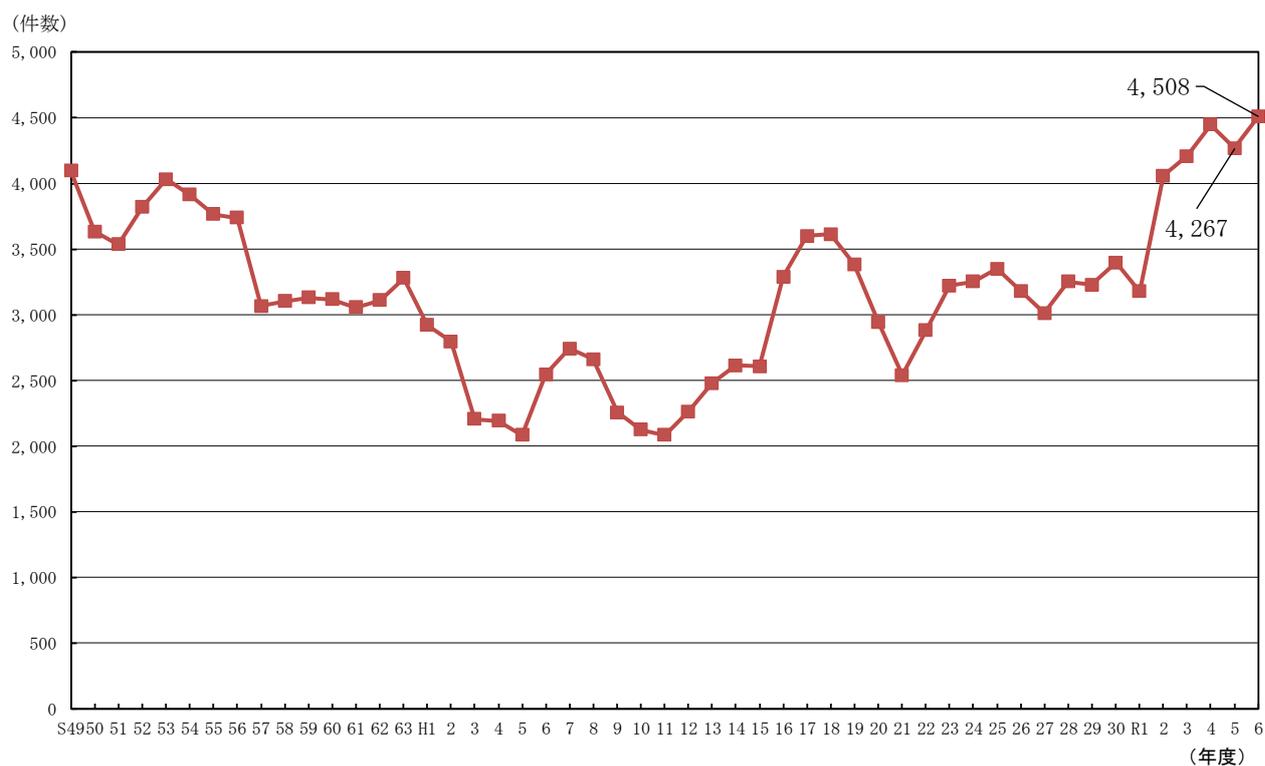


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和6年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が3,268件（全体の72.5%）と最も多く、次いで工場・事業場718件（同15.9%）、道路交通256件（同5.7%）、鉄道28件（同0.6%）の順となっていた（図2、図3）。

また、前年度と比較し増加したものは、建設作業328件（前年度比11.2%）、鉄道6件（同27.3%）であった。

一方で減少したものは、工場・事業場18件（前年度比2.4%）、道路交通60件（同19.0%）であった。

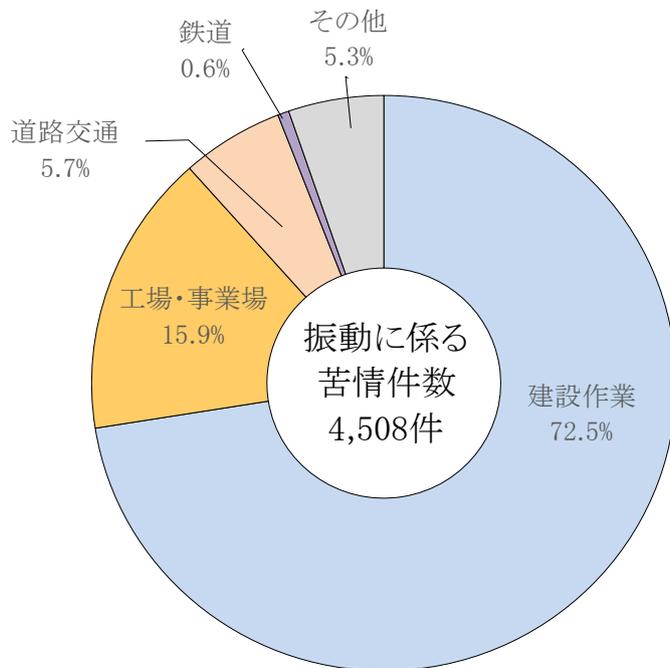


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和6年度）

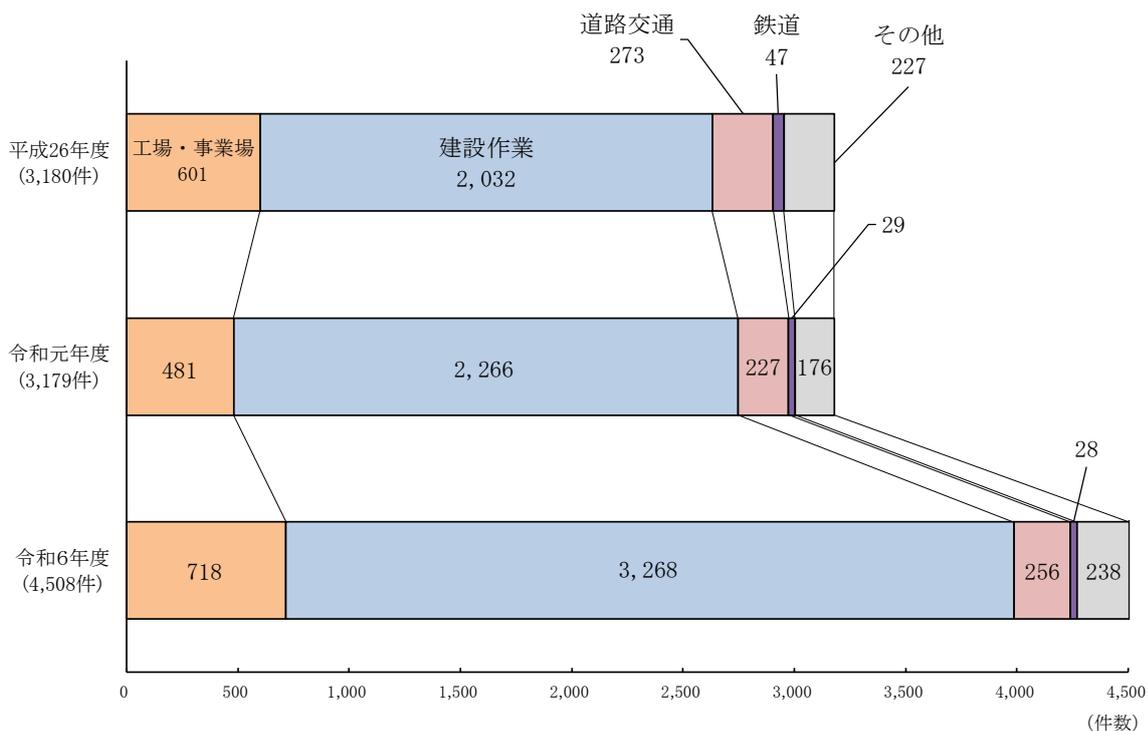


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和6年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,178件が最も多く、次いで大阪府が516件、神奈川県が449件、千葉県が394件、埼玉県が372件であった。上位5都府県で総苦情件数の64.5%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表1)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中28都府県で苦情が増加し、18県で減少し、北海道は前年度同数であった(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和6年度)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,178	東京都	84
2	大阪府	516	千葉県	62
3	神奈川県	449	大阪府	59
4	千葉県	394	埼玉県	50
5	埼玉県	372	神奈川県	49
	全国	4,508	全国平均	36

注) 人口は令和7年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(令和6年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和5年度	令和6年度	増減	増減率		令和5年度	令和6年度	増減	増減率
北海道	80	80	0	0.0%	滋賀県	42	24	△18	△42.9%
青森県	5	8	3	60.0%	京都府	58	69	11	19.0%
岩手県	4	5	1	25.0%	大阪府	464	516	52	11.2%
宮城県	28	33	5	17.9%	兵庫県	128	148	20	15.6%
秋田県	6	11	5	83.3%	奈良県	8	14	6	75.0%
山形県	13	9	△4	△30.8%	和歌山県	17	14	△3	△17.6%
福島県	23	16	△7	△30.4%	鳥取県	8	11	3	37.5%
茨城県	52	62	10	19.2%	島根県	8	3	△5	△62.5%
栃木県	28	19	△9	△32.1%	岡山県	42	52	10	23.8%
群馬県	39	21	△18	△46.2%	広島県	60	80	20	33.3%
埼玉県	356	372	16	4.5%	山口県	10	12	2	20.0%
千葉県	347	394	47	13.5%	徳島県	5	12	7	140.0%
東京都	1,058	1,178	120	11.3%	香川県	10	7	△3	△30.0%
神奈川県	463	449	△14	△3.0%	愛媛県	20	17	△3	△15.0%
新潟県	56	47	△9	△16.1%	高知県	6	8	2	33.3%
富山県	6	7	1	16.7%	福岡県	98	114	16	16.3%
石川県	15	11	△4	△26.7%	佐賀県	8	18	10	125.0%
福井県	20	22	2	10.0%	長崎県	12	6	△6	△50.0%
山梨県	7	13	6	85.7%	熊本県	35	38	3	8.6%
長野県	23	8	△15	△65.2%	大分県	18	23	5	27.8%
岐阜県	40	39	△1	△2.5%	宮崎県	13	15	2	15.4%
静岡県	60	62	2	3.3%	鹿児島県	42	28	△14	△33.3%
愛知県	382	357	△25	△6.5%	沖縄県	20	8	△12	△60.0%
三重県	24	48	24	100.0%	合計	4,267	4,508	241	5.6%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和6年度の工場・事業場に対する苦情総数は718件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対する苦情は72件(全体の10.0%)であった。

また、建設作業に対する苦情総数3,268件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は683件(全体の20.9%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数(工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度		工場・事業場				建設作業			
		特定工場等 指定地域内	左記以外		計	特定建設作業 指定地域内	左記以外		計
			指定地域内	指定地域外			指定地域内	指定地域外	
令和5年度	件数	69	589	78	736	594	2,270	76	2,940
	割合	9.4%	80.0%	10.6%	100%	20.2%	77.2%	2.6%	100%
令和6年度	件数	72	565	81	718	683	2,516	69	3,268
	割合	10.0%	78.7%	11.3%	100%	20.9%	77.0%	2.1%	100%

Ⅱ. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村は、令和6年度末時点で1,256市区町村（前年度と同じ）であり、全国の市区町村数の72.1%（同）であった（表4）。

表4 振動規制法地域指定の状況（令和6年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
振動規制法地域指定	759	23	434	40	1,256
割合	95.8%	100%	58.4%	21.9%	72.1%

(2) 特定工場等の総数及び特定施設の届出件数

振動規制法に基づき届出のあった特定工場等の総数は、令和6年度末時点で128,101件で、前年度（128,558件）に比べ457件（前年度比0.4%）減少していた。

また、特定施設の総数は864,356件で、前年度（863,960件）に比べ396件（前年度比0.05%）増加した。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが全体の38.9%と最も多く、次いで金属加工機械が29.2%、織機が12.4%の順となっていた（表5の①）。

特定施設総数の内訳をみると、金属加工機械が全体の30.7%と最も多く、次いで圧縮機が27.3%、織機が26.6%の順となっていた（表5の②）。

表5 法に基づく届出件数（令和6年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	割合	特定施設	総数	割合
金属加工機械	37,449	29.2%	金属加工機械	264,955	30.7%
圧縮機	49,842	38.9%	圧縮機	235,657	27.3%
土石用破碎機等	4,447	3.5%	土石用破碎機等	21,012	2.4%
織機	15,826	12.4%	織機	229,686	26.6%
コンクリートブロックマシン等	735	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,122	0.2%
木材加工機械	2,237	1.7%	木材加工機械	4,431	0.5%
印刷機械	8,971	7.0%	印刷機械	33,158	3.8%
ロール機	669	0.5%	ロール機	3,521	0.4%
合成樹脂用射出成形機	6,817	5.3%	合成樹脂用射出成形機	63,803	7.4%
鋳造型機	1,108	0.9%	鋳造型機	6,011	0.7%
計	128,101	100%	計	864,356	100%

(3) 特定建設作業の届出件数

令和6年度の振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数は55,076件で前年度(52,255件)に比べ2,821件(前年度比5.4%)増加した。

その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が49,376件(全体の89.7%)と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が4,428件(同8.0%)であった(表6)。

表6 特定建設作業の届出件数(令和6年度)

特定建設作業の種類	届出件数	割合
くい打機等を使用する作業	4,428	8.0%
鋼球を使用して破壊する作業	263	0.5%
舗装版破碎機を使用する作業	1,009	1.8%
ブレーカーを使用する作業	49,376	89.7%
計	55,076	100%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和6年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は72件（前年度69件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が35件（前年度39件）、報告の徴収が10件（同5件）、振動の測定が15件（同14件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは1件（前年度2件）、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が29件（前年度37件）行われていた（表7）。

表7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
立入検査	39	35
報告の徴収	5	10
振動の測定	14	15
（うち基準超過）	2	1
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	37	29
（参考）苦情件数	69	72

注）苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和6年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は683件（前年度594件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が415件（前年度373件）、報告の徴収が96件（同54件）、振動の測定が66件（同60件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは1件（前年度6件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が420件（前年度403件）行われていた（表8）。

表8 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
立入検査	373	415
報告の徴収	54	96
振動の測定	60	66
（うち基準超過）	6	1
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	403	420
（参考）苦情件数	594	683

注）苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

令和6年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情の件数は222件（前年度267件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が42件（前年度58件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが2件（同1件）であった。

また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請が0件（前年度0件）であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が3件（前年度0件）、道路管理者に対する措置依頼が46件（同3件）であった（表9）。

表9 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
振動の測定	58	42
（うち要請限度超過）	1	2
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	0	3
要請以外の道路管理者への措置依頼	3	46
（参考）苦情件数	267	222

注）苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。